

# 平成18年度 戦略的国際科学技術協力推進事業

## 日仏研究交流に関わる

### 「コンピュータサイエンスを含む情報通信技術」分野

#### における課題の提案について

#### 募集要項

##### 概要

独立行政法人 科学技術推進機構(以下「JST」という)では、政府間合意等に基づく重要課題に関する戦略的な国際科学技術協力を推進するため、共同研究、研究集会開催の方法を有機的に組み合わせて実施することにより国際研究交流の促進を図ることを目的とした、戦略的国際科学技術協力推進事業を実施しています。

平成17年度においては相手国としてフランスと実施分野として「コンピュータサイエンスを含む情報通信技術」につき協力を実施すると文部科学省の通知を受け、フランス国立科学研究センター(Centre National de la Recherche Scientifique (CNRS))と協力して研究交流を実施しており、平成18年度も引き続き募集を行います。

「コンピュータサイエンスを含む情報通信技術」(Information and Communications Technology (ICT) including Computer Science)の研究領域では、例えば、以下のような研究を含みます。

- ICT using Quantum effects
- MOEMS/NOEMS/BioMEMS
- MEMS/NEMS for RF and millimeterwave communications
- Ubiquitous computing and network
- Grid computing
- Virtual reality
- IPV6 and security

上記のような研究領域に係る、日仏研究交流の具体的な課題の提案を募集します。

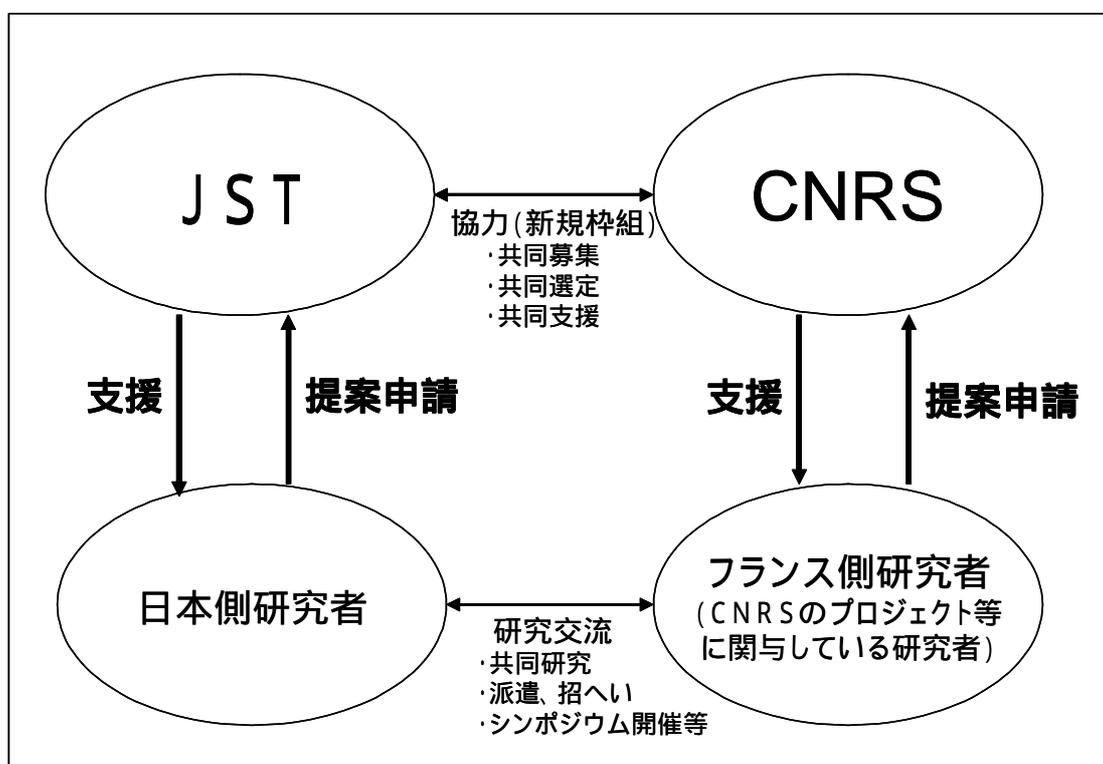
なお、相手側のフランス研究代表者は、既にフランスの研究機関であるCNRS (<http://www.cnrs.fr/>) が関与する研究機関に属する研究者であること、または今年度中(平成 19 年 3 月末まで)の関与が確定している研究者であることを前提として、JSTは日本側研究者を支援するものです。CNRSは、CNRSのプロジェクト等に関与しているフランス研究者以外は支援することができませんのでご注意ください。

日本側研究者は、提案をJSTに申請し、フランス側研究者は、提案をCNRSに申請していただきます。(日本側研究者に合わせ、相手側フランス研究者からCNRSに同様の提案申請がなされない場合は、審査の対象となりません。)

JST は、CNRS と協力して、国際研究交流を主目的とした、以下のような活動への支援を予定しています。

- (1) 日仏両国の研究者の派遣・招聘
- (2) 比較的小規模な共同研究
- (3) シンポジウム・セミナーの開催等

## 戦略的国際科学技術協力推進事業 日仏研究交流のしくみ



## . 支援の内容

### 1. 一課題当たりの予算規模

研究交流の内容により予算は異なりますが、3年総額で1千5百万円程度を上限とします。(例;1年目600万円、2年目500万円、3年目400万円というように、毎年一定でないご提案も可能です。)

本事業予算の関係上、毎年の額については調整させていただきます。

なお、設備備品費に関しましては、原則として、平成18年度のみ支援と致しますので、ご留意ください。

### 2. 期間

研究交流開始から正味3年間を基本としてご提案下さい。

本年度の研究交流の開始は、平成19年1月頃を予定しています。なお、効果的な交流に資するため、当該研究交流の支援期間は、フランス側研究者がCNRSより支援を受けている期間により、調整させていただきます。

### 3. 具体的な支援の内容

支援は、研究基盤が既に整備されている上で、国際研究交流にかかわる追加的な経費を対象としています。

#### 3.1 契約

支援の実施にあたり、JSTは大学・公的研究機関等(以下「大学等」という。)と委託研究契約を締結することを原則としています。

委託研究契約は研究交流期間内で年度毎に締結します。

契約締結に当たっては、本事業にかかわる一切の執行事務手続きを大学等で実施していただくことを前提にしていますので、大学等の担当部署とよくご相談ください。

また、具体的な研究交流を実施する際に共同研究契約等が必要な場合は、日仏の大学等間で契約をしていただきます。

本事業により生じた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係わる著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等)は、契約により産業活力再生特別措置法第30条(日本版バイドール法)を適用し、研究代表者の所属する大学等に帰属させることが可能です。なお、問題を生じないように、知的財産権の帰属についてフランスの共同研究者・研究機関と充分協議しておいてくださ

い。

### 3.2 支出費目

本事業において、日本側研究者に係わる費用は JST が支援します。

支援費は、研究交流費と試験研究費で構成されています。本事業の主旨から研究交流が充分実施できるように計画してください。

#### (1) 研究交流費

##### 旅費

旅費等は、原則として研究代表者の所属する大学等の規定を準用して下さい。

##### a. 日本側研究者に係わる費用

###### (ア) 外国旅費

フランスで実施する研究交流に参加するための外国旅費。

- 渡航費 + 滞在費

###### (イ) 国内旅費

- 研究交流のための国内旅費

(ex. 日本におけるシンポジウム出席のための旅費)

##### b. フランス側研究者に係わる費用

本費用はフランス側研究者の支援を対象にしていません。フランス側研究者に対する本費用は CNRS が負担しますので、日本側の応募者はフランス側研究者に係る旅費等を申請することはできません。

##### シンポジウム・セミナー等開催費

シンポジウムやセミナー等開催に係る以下の経費を対象としています。

シンポジウム / セミナー等用消耗品、印刷製本費、通信運搬費、会議費(アルコール類等は支出対象外)、謝金、雑役務費等。

#### (2) 試験研究費

設備備品費(原則として、平成 18 年度のみ可)

既存の施設・設備を十分活用していただくことを前提としていることから、日仏研究交流に必須な設備のみを対象としています。

#### 消耗品費

原材料、消耗品、消耗器材、薬品類等の調達に必要な経費です。

#### 謝金等

謝金及び日本側研究者の人件費等。

#### その他

解析費、ソフトウェア作成費、設備の賃貸料(リース又はレンタル料等)、機材運搬費等、上記の費目に該当しない経費です。

### (3) 間接経費

間接経費は、本事業にかかわる一切の執行事務手続きを大学等で実施していただくことを前提として、研究交流費と試験研究費の合計の10%以下を原則として支出することができます。但し、大学等において間接経費等の算定方式を規則等で定めている場合は、協議によりその算定方式を適用することができます。なお、間接経費は総予算額の内枠として計上してください。

### 4. 支出できない費目

以下に示す費目を支出することはできません。

建物等施設の建設、不動産取得に関する費用

研究交流の期間中に発生した事故・災害の処理のための費用

その他当該研究交流の実施に関連のない費用

### ・採択後の研究代表者等の責務等

提案内容の採択の決定を受けた研究代表者及び所属する大学等は、国際研究交流の実施及び提供される支援費の執行に当たって、以下の点を守っていただきます。

#### 1. 年度毎の進捗報告

研究代表者は毎年度終了後速やかに研究交流の進捗状況報告を、及び研究代表者の所属する大学等は支援費の経理報告をJSTに提出していただきます。

#### 2. 終了報告

研究代表者は国際研究交流期間が終了した時に期間内に実施した研究交流の終

了報告を、速やかに JST に提出していただきます。

なお、研究交流の成果を学会等で外部発表した場合には、終了報告書に発表内容の別刷り等を添付して下さい。

## **. 申請書類の作成・提出**

### **1. 申請書類の様式**

下記様式の日本語版(J)と英語版(E)フォームを用意しています。

Form-1 J/E	申請概要(研究課題名、研究代表者、研究期間、研究費)
Form-2 J/E	研究代表者情報(経歴(*))
Form-3 J/E	日本及び相手国の研究交流者一覧
Form-4 J/E	研究交流の概要
Form-5 J/E	年度毎の研究交流計画
Form-6 E	日本側研究代表者の最近5年間の論文他
Form-7 E	フランス側研究代表者の最近5年間の論文及びCNRSより受けている支援内容(プログラム名、期間)
Form-8 J/E	年度毎の経費計画

(\*)日本とフランス両国の研究代表者の経歴を記述してください。その中には、学歴、職歴(所属機関と役職)、所属学会を含めてください。なお、A4 サイズの 1/2 以内でお願いします。

### **2. 申請書類の作成**

上記1項の日本語版と英語版の全様式の申請書類に必要事項を記入してください。

### **3. 申請書類の提出**

平成 18 年 9 月 30 日までに、作成した電子ファイル(MS-WORD 形式)を下記のメールアドレス宛に送付してください。

E-mail : [sicpfr@jst.go.jp](mailto:sicpfr@jst.go.jp)

## **. 提案内容の採択**

### **1. 採択のプロセス**

申請提案は、外部の複数の専門家等の協力を得て、書類審査等を行い、その結果を CNRS と調整した上で、JST は採択課題を選定いたします。

### **2. 審査に当たっての主な基準**

審査は、主に下記の項目について行います。

制度の主旨及び対象分野への適合性

提案内容は制度の主旨及び対象分野に合致したものであり、且つ当該研究の基盤が整備されていること

研究代表者の適格性

研究代表者は提案課題を推進する上で十分な洞察力又は経験を有しており、当該事業での支援期間中に継続して研究交流を円滑に推進できること

計画の妥当性

計画は適切な研究交流実施体制、実施規模であること

研究交流の有効性

相手国との活発な研究交流が行われ、さらに当該研究交流によって以下の何れかが期待できること

- a. 当該分野の新しい知の創造による画期的な科学技術の進展または新分野の開拓
- b. 相手国との研究交流において中心的役割を果たし得る研究者の育成
- c. 当該事業を端緒とした相手国との研究交流の持続的な発展

現在の研究活動

提案の共同研究が、日本とフランスにおいて既に進行中の研究を強化し、さらに付加的な価値を創出する共同研究であること。

### **3. 結果の通知**

選定の結果については、平成 18 年 12 月末頃までに、採否にかかわらず、ご本人

に通知することを予定しています。

#### 4. 採択課題数

原則として、平成 18 年度は 5 課題程度採択予定。

#### . 応募に際しての注意事項

1. 提案書は、提案者の利益を維持、「独立行政法人等の保有する個人情報」の保護に関する法律」その他の観点から、審査以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。
2. 研究費の不適正な使用等を行った研究者については、応募資格に制限をさせていただきます場合があります。
3. 生命倫理及び安全の確保に関し、法令・指針を遵守してください。
4. 研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず申請前に適切な対応を行って下さい。
5. 研究提案採択後において、研究費の不適正な使用等や、上記の注意事項に違反した等、何らかの不適切な行為が行われた場合には、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表を行うことがあります。

#### 「お問い合わせ・申請書類の送付先」

〒102-8666

東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ

独立行政法人科学技術振興機構 国際室

戦略的国際科学技術協力推進事業担当

小林、鈴木(寛)宛

電話 ; 03-5214-7375 FAX ; 03-5214-7379

E-mail : sicpfr@jst.go.jp